

平生町告示第47号

令和5年第8回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年11月17日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和5年11月21日

2 場 所 平生町議会議場

3 付議事項

(1) 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(2) 田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について

(3) 専決処分の報告について

町長専決処分指定事項

---

○開会日に応招した議員

原 真紀さん

長尾 忠明君

中村 一幸君

中本 敦子さん

赤松 義生君

中川 裕之君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

細田留美子さん

中村 武央君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第8回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和5年11月21日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年11月21日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第41号 田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第6 報告第18号 専決処分の報告  
町長専決処分指定事項
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第41号 田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第6 報告第18号 専決処分の報告  
町長専決処分指定事項
- 

出席議員(12名)

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君                      書記 藤田 智典君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君      副町長 …………… 友田 隆君  
教育長 …………… 清時 崇文君      会計管理者 …………… 金岡 泰史君  
総務課長 …………… 中尾 和正君      健康保険課長 …………… 久保 秀幸君  
学校教育課長 …………… 吉本 敏行君      総務課財務班長 …………… 山本 順一君

---

午前9時00分開会・開議

○議長(中村 武央君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(中村 武央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中本敦子議員、赤松義生議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長(中村 武央君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 武央君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長(中村 武央君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付

の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に委員会室で全員協議会を開催し、全員協議会終了後に本会議を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前9時02分休憩

.....  
午前9時50分再開

---

**日程第4. 議案第40号**

**日程第5. 議案第41号**

**日程第6. 報告第18号**

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

日程第4、議案第40号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」及び、日程第5、議案第41号「田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について」を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明、並びに日程第6、報告第18号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

11月とは思えない暖かさになる日がありましたが、中旬以降、やっと秋の深まりを感じるようになりました。議員の皆様におかれましては、9月定例会以降、議員研修を含め、精力的に活動をされていますことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

町内では、10月から各地区において秋の祭りやイベントが開催されており、今月末まで予定されています。今年度につきましては、制限や規模縮小等することなく、コロナ禍前の賑わいが戻ってきております。議員の皆様にも、それぞれ御臨席、御参加を賜りまして、改めてお礼を申し上げます。それぞれ各関係者、各地域の皆さんの取組に心から感謝申し上げます。

先日15日、全国町村長大会が開催され、県内の各町長とともに出席してまいりました。大会では、町村が自主的、自立的に様々な施策が展開できるよう国に強く求める決議とともに、特に政府予算の編成にあたっては防災・減災対策をはじめ、地方創生、デジタル社会の推進、町村自治の確立に関して配慮するよう求める要望等を採択いたしました。

そうした中、令和5年第8回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にも関わりませず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件、事件1件、報告1件でございます。

それでは、議案第40号「令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、御

説明申し上げます。このたびの補正は、163万4,000円を追加いたしまして、予算総額は17億1,782万8,000円となるものであります。補正内容につきましては、産前産後の保険税を一定期間、軽減する制度の創設に対応するためのものであります。まず、7ページの歳出から御説明いたします。一般管理費において、システム改修に要する経費を計上いたしております。戻りまして6ページの歳入につきましては、歳出の特定財源として、県支出金を計上いたしております。

続きまして、議案第41号「田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について」御説明申し上げます。本町の小中学校はいずれも建設から30年以上が経過しており、安全で安心な給食を安定的に提供できる体制を早期に構築するために、近隣自治体の給食センターに集約することを第一の選択肢として検討を進めてまいりました。昨年12月から、田布施町と同町学校給食センターの共同利用についての協議を重ね、本年6月に協議会を立ち上げ、平生町の学校給食事務を令和7年度2学期から田布施町に委託することについて目途が立ったところであります。本議案につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、学校給食に係る事務を田布施町に委託することに関しまして、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本日の議案に付けております規約をもって田布施町と協議することにつきまして、議会の議決を必要といたしますので、本臨時会に御提案をいたすものであります。

続きまして、報告第18号「専決処分の報告について」御説明申し上げます。本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、この度専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。処分の内容は、町が行った作業に起因する偶然な事故に関する損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方につきましては、議案書に記載のとおりであり、令和5年10月4日に専決処分としたものでございます。この事故に伴います相手方の物損に係る損害賠償の額は、10万2,762円であり、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項に指定する損害賠償の額の範囲内に該当するため専決処分したものであります。今後におきましては同様の事故が起きないように安全管理措置を施し作業することとしております。

以上をもちまして、提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

議案第40号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」及び、議案第41

号「田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について」を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今回提出されております田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する規約の案が出されておりますが、これについてお尋ねをしたいと思います。これまで平生町では、各学校で自校方式で学校給食が作られて大変おいしい給食だということで評判の給食でした。それでこのたび、田布施町の給食センターに平生小学校及び中学校の給食に関する事務を委託すると、委託内容は調理業務に関すること、配送業務に関すること、その他というふうになっているとあります。こういうことでこれまでの給食の形態が大幅に変化をすることになるかと思いますが、そこで一つ一つお尋ねをいたしますが、これまで平生町の栄養士さんが献立を考えて給食は作られておりました。平生町の栄養士さんが献立を作るということは、これからはどういうふうに変化をするのでしょうか。

それから2005年に食育基本法が制定をされ、食育が義務化をされてきました。これまで平生町でも食育については取り組んでこられてきたと思いますが、このことが田布施町の給食センターに調理を委託するという事でどのように変化をし、そして食育ということが可能なのかなのか、このことについて二つ目のお尋ねをいたします。

これまで平生町では学校給食を町全体で支えてきました。特に、特産品センターとかからは食材が納入され、また、地域のお店屋さんも食材を供給されてきました。また、ガス屋さん等は燃料を供給されてきました。そうした意味では町全体で学校給食を支え、そして地域には身近なところに小売のお店屋さんも残ると、こういう町が存続をするような役割も給食が果たしてきたということがありましたが、このことが今後どのように変化をするのか、これを三点目にお尋ねをいたします。

それから、大量調理で行うということになるかと思いますが、食中毒のリスクを考えたときに分散させたほうが良いというのが通説だというふうに思っておりますが、このことについてはどのように考えておられるのでしょうか。それから、食物アレルギーへの対応についても、平生町ではこれまで佐賀小学校、平生小学校、平生中学校と、それぞれ形態は違いますが対応されてこられました。この対応について、今後どのように変化をするのでしょうか。それから私が何よりも心配しているのは、平生町にやっぱり移住・定住っていうことを考えたときに、町長も意欲的に子育て支援に取り組まれて、18歳まで子供の医療費は無料にされました。そういうことともに、やはり学校給食が自校方式で、しかも温かいおいしい給食が食べられるというのは平生町の町の大きな特色だったと思いますが、このことが田布施町に調理を委託するという事で、そういう特色がなくなるということについては危惧をしているところでございます。以上、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 赤松議員さんの質問にお答えをさせていただきます。まず質問への回答にあたって、前提として今の施設の現状、壁の剥離であるとか雨漏りであるとか、あるいは湿気の多さ、そして黒カビへの対応、そうしたことなどある意味改修工事、エアコン設置などで対応してきていますけれども、調理員の細心の配慮によって何とか事故やトラブルを回避しているというような現状でございまして、すでにこれまでも何度もお答えをさせていただいていますけれども、すでに限界を迎えていると、このように捉えています。絶対に起こしてはならない子供たちの健康被害等も含めて、何かトラブルが起こった際には給食が長期間提供できないと、こういうことも考えられます。そうしたことからできるだけ、本当にできるだけ早期の給食施設のきちんとした対応、これがマストであると、このように捉えているという前提でお答えをさせていただきます。

まずですね、これまで自校給食であったものが事務の委託になって大きい変化があるという中で、町の栄養士さんの献立がされていたけれども、これからどのようにそこら辺が変化していくのかというお話でございましたが、これについては田布施町のセンターで給食の調理を行うわけですから、田布施町のセンターに配置されています栄養教諭、こちらのほうで献立が作成されると、こういうことになります。

そして、2つ目の質問の食育についてでございますが、今のところ確認をしているところによりますと、平生町の栄養教諭、栄養士につきましては、佐賀小学校の給食施設は残りますので、その栄養士の配置は——1名の継続はされるとこのように考えています。そのことにより、食育につきましてはその栄養教諭と田布施町の配置されている栄養教諭とでしっかりと話をした上で、平生小学校、平生中学校も含めて食育の指導が栄養教諭の指導案のもとに進められていくという点につきましては、そういった意味での食育につきましては変化はございません。

それと、学校給食を町全体で支えていた、町の存続の役割も担ってきたんだというお話がございましたけれども、その中でそういったところへのことについては、例えば食材については現在協議を進めているところでございますけれども、基本的には見積入札への参加によりまして、平生町の事業者が田布施町参入が可能になるように協議を進めているというところでございます。また、そのほか、いろいろこれまで御参加いただいている業者等につきましても、最大の配慮ができるように引き続き協議のほうは進めてまいりたい、このように思っているところでございます。

そして、アレルギー対応への今後の変化というところでございましたけれども、アレルギーについての対応については、現状においても田布施町の学校給食センターと平生町の各校での対応につきましては大きな差異はございません。そうしたことで、これについてもこれからまだ詰めていかなければならない点はございますけれども、大きな差異はないとこのように捉えているところでございます。以上でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、教育長さんの答弁でこれまでも繰り返してこられました、やはり今の給食施設の現状がもう限界に来ているんだということが一番の中心的な要因というふうな話だったというふうに思っています。確かに古くなっていろいろ厳しい側面というのは、いろいろ聞いてはいるんですけども、今回、田布施町とこういう形で調理を委託するというので、それでも3億円近いお金は平生町が支出するようになろうかというふうには思っています。同じそういう支出をするのであれば、私はやはり今の自校方式を継続する方向でもう少しグレードの高い改修をするだとか、そういうことがあってもよろしいのではないんじゃないかというふうに思っています。そういう点での研究とか調査とかというのはあまり話に聞いたことがこれまでありませんでした。私も最近自校方式で給食を始めた町の自分で視察に行って、いろいろ話を聞きましたけれども、給食センターでやっても結局、その2,000食を下回るようなところではあまり効果的ではなくて、むしろ配送に費用がかかるから長いスパンで考えてみたら自校方式のほうが経費的には安く済むと、こういう話を聞きました。同じ3億円を使って、さらにそれでは自校方式の継続には足りないかもしれないかもしれませんが、やはり将来を担う子供たちに対してお金を出していくという部分では、町民も納得をしてくれるんじゃないかというふうには思っています。そういう点で私は共同調理をするよりは、同じお金を出すのなら平生町の今の現状を継続されたほうがよろしいんじゃないかというふうに思っています。討論みたいなことになってしまいましたが……。

それと平生町全体で給食を支えてきたということで食材を納入される方々の話もいたしました。田布施町の今の現状を聞いてみると、入札はされているようなんですが、入札は2か月先の入札をされるというんですね。そうした場合、今異常な気象状況の中で野菜の値段なんかすごく上がっていて、平生町の田布施町の入札にも参加されているお店屋さんの話も聞きましたけど、そうしたときに、「今こんな状態だけどうなん」て聞いたら「いや、段ボール1個持っていくたびに損をしよるような気がしています」というような話もありました。今、教育長さんもそうした形で平生町の業者さんがなんとか入れるようにこれからも協議の中でという話がありましたが、今、平生町の場合はそれぞれの食材について時価で購入をされているという形になっておりますけど、そういう形なら小さいお店屋さんもこれまでのように対応できるけど、2か月先の入札というようなことになれば、平生町のお店屋さんを維持していくと、これからも商売を続けていってもらおうということには相当厳しい状況があるんじゃないかというふうに思っています。ちょっと答弁もしにくいかもしれませんが……。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） お答えをさせていただきたいと思いますが、繰り返しになってしまうというふうには思いますけれども、今の学校給食施設は本当に限界を迎えているということで、



できるだけ早期の給食施設の対応がマストであると、これは繰り返しお話をさせていただきます。その中で、これまで自校給食の継続に向けて研究調査、こういったことは聞いていないけれどもというお話でございましたけれども、各校の平生小学校・平生中学校の給食施設の改修については検討はさせていただいています。ただ、マニュアル等に沿った改修ということになりますと、今の給食施設を改修するということでは非常に困難であるということがございます。また、そうすることになりますと、新しく隣接をして自校給食施設を建設するののかということになりますと、それまた基本調査から設計等から含めて非常に時間がかかることと、予算がかかることということもございます。そうしたことでこちらのほうも非常に困難であるというふうに判断をしたところでございまして、そうしたところとこれからの学校施設の在り方というところとを一緒に考えていかなければいけないのではないかと、このように結論を事務局としてつけたところでございまして、また、そのほか食材納入業者のお話等もございましたけれども、こちらの入札2か月先というようなお話もございましたが、そうしたことについての対応については引き続き検討させていただくということしか、今お答えできないんじゃないかなというふうに今思っています。以上でございます。（「議長ちょっとタイム、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午前10時18分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 施設に関する事で、教育長さんから答弁がありましたけど、将来的にやはり学校の施設全体を検討しなければならぬ時期も来ると、そういうふうな答弁がありましたけど、その辺についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 将来の学校施設につきましては、来年度ですね、将来の学校の在り方についての検討委員会、これを立ち上げて1年間かけて将来構想を作成したいと、このように思っているところでございますが、詳しいことはまたこれから皆様方に御説明を今後させていただくと、このようになってこようかと思えます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1点ほどお尋ねをいたします。田布施町と平生町との学校給食に係る事務の委任に関する協議ということで、学校給食施設に関わる事務を田布施町に委任すること、田布施町のほうの施設、どうなってるのかなという、たまたま機会がありまして給食を食べさせていただく機会がございまして、その説明の中で田布施の給食施設は平成6年に

鉄骨でできてると、そうすると今までの私ども平生町で考えていた場合は、大変古いというようなこともありました。鉄筋コンクリート並びに一部ブロック等で作ってきたわけですが、その中で考え方の基本として法定の耐用年数、これはいわゆる減価償却の問題だけで、実際の建物の老朽化には、一応普段のメンテが済めば30年のものも50年使えるというような趣旨でございましたが、一部検討の協議の中で法定耐用年数が私たちがお聞きすると、町のほうではもう過ぎていくからそれが老朽化だというふうに文書も記載をされていたことと思います。一方、田布施町を見ますと30年ということで、一応法定の耐用年数の鉄骨造りの場合、38年だと記憶しております。厚みによって多少違うというような減価償却の方法がいろいろと取られているわけですが、そうするともう10年ここで一部委任をしてですね、10年すればもうそろそろまた田布施、それは今田布施のことですからどうなるかというのは分かりませんが、その中でも委託をしようということをしてさしよとすれば、町としてのやっぱり考え方もきちんと持っておかないと、今後の将来の給食の在り方に影響してまいりますので、その辺はどのような判断のもとに一部委任をされようとしているのか、このことをお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 質問にお答えさせていただこうと思いますが、今のお話について田布施町の施設でございますので、田布施町の施設のことについてお話は非常に難しいことがございますけれども、平生町として将来の学校給食施設、今ありましたようなもう10年もすればという話がありましたから、それから考えますと10年後、20年後の話です。そうした場合の平生町の学校給食施設の在り方はというようなお話だったように受け止めているわけですが、このことについては先ほど少し申し上げました、まだ皆様に御説明はしておりませんので、また詳しくお話をさせていただくと申し上げました将来の学校施設の在り方についての検討の中で、将来の学校構想というのを作っていかうと思っておりますが、学校構想の中にはなかなかその給食——私個人の今思いなんですけれども、学校給食施設のことをその基本構想に盛り込むことは、今まだ一緒にやっていないわけですから、ですから非常に困難になるだろうというふうに思っています。ということになると、子供を取り巻く環境というのは大きく変わっていきますので、ICT含めてですね。そうしたような継続協議、継続協議テーマというかですね、そういったことについてはこれから必要になってくるんじゃないかなと、基本構想にプラスしてですね、必要になってくるんじゃないかなというふうには思っています。その中で必要であればそうした中に、将来の平生町の学校給食はどうするのかということも、継続の協議のテーマとして考えていく必要が出てくる可能性はあるな、というふうに捉えています。そうしたことも含めて来年度ですね、検討委員会というか、そうした中で継続協議テーマ的なものも考えていかなければならないというふうには思っています。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 1つ質問させていただきます。将来の学校給食の在り方を考えたときに今回この事務委託の件ですが、一定の猶予期間を設けるという捉え方もできると私は認識しております。その中で今回の示されている規約案ですが、その中で委託をやめる、将来的にと  
いう選択肢があるのかどうかを確認させてください。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 委託をやめるかどうかということは今お答えできないというふう  
に私は判断します。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託  
に関する規約について、反対の討論をいたします。平成3年4月に平生町の学校給食基本構想が  
ありますが、この中で給食施設の監視結果の概要について述べている部分があるのですが、平生  
小学校については衛生管理の徹底について、消毒、清掃、そして調理環境について照度不足、空  
調設備整備不足、そして平生中学校に関しては衛生管理の徹底について、特に平生小学校では結  
露がひどい状況であり、給食への水滴の混入やカビの発生等、給食の安全性や調理員の健康面で  
のリスクとなっていると、このように先ほどから教育長さんが述べておられた設備のことにつ  
いては説明がされております。私はこうした設備について十分とは言えないというふうには思っ  
ております。しかしながら、これまで平生小学校も中学校も佐賀小学校も調理員さんたちの熱心な  
衛生管理によって、事故もなく推移をしてまいりました。そして、そうした人たちの熱意はこれ  
からも十分期待できるような状況ではないかと思っています。さらに、田布施との共同調理にお  
いても、3億円近いお金がこれから支出をされることは確実です。そうしたお金があるのならば、  
そうしたお金を使ってさらに改善ができるのではないかというふうに考えております。

特に、平生町の学校給食は平生町の、この町の特色であり、ほかのほとんどの行政で給食セン  
ターによる給食がなされておりますが、そうした中で平生町ではそれぞれの学校で温かいおいし  
い給食が作られてきました。そして、そうした中でこれからも——今平生町ではオリーブ、イタ  
リアーノひらおということでオリーブの植栽も行われ、今年はオリーブ油の搾油も行われました。  
そうした地域の食材を使った給食も今の形態であれば可能だし、それが食育にもつながっていく  
というふうに思っております。

また、先ほども言いましたけど、燃料を供給する業者さん、地域の小売のお店屋さん、そして  
さらには平生町の特産品センター、そうしたところが食材を供給し、この町のにぎわいを維持し

てきたというふうに思っています。そうしたことを考えてみたときに、安全面も強調されてきましたけど、コストの面だけで物を考えるのではなくて、やはり町全体のことを考えながら、今の自校方式の給食を維持すべきだというふうに思っています。そしてそれに対してお金を使うということについては、将来を担う子供たちに健やかな食育を提供していくためにも、町民の理解は得られるものだというふうに思っております。以上の理由で、私は田布施町の共同調理への議案には反対をいたします。

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 提案をされました議案第40号、第41号については賛成をいたします。特に、議案第41号については一言、私の賛成にあたっての意見も述べておきたいと思っております。議案第41号について賛成する理由は、教育委員会の主張である給食施設の老朽化や設備の不具合が顕著である。衛生管理基準や大量調理施設衛生マニュアルに不適合な部分がある。したがって不測の事態に備えて早期に対応が必須であると、こういうお考えです。こう言われれば賛成するしかないから賛成をいたします。

しかし、今回の協定について長時間にわたる聞き取り調査をいたしました。協力をいただきましてありがとうございます。この協定の中身については、まず改修工事については工事内容を精査をされ、負担割合についてさらなる協議をされるよう求める意見を出しておきます。しかし私は今度の調査の中で、この給食施設に対する町の姿勢が、行政の視線がずっと一貫をして子供たちや地元の業者のほうに目が向いていないことに大変失望をいたしました。また契約の内容についても屈辱的とまでは言いませんが、屈辱感を感じるような契約内容に愕然としておりますし、涙が出るほどの思いもいたしました。これが町政の今日の実態だと思います。これから先は子供たちに1日も早く温かい給食が届けられる町政をつくっていく決意を固めております。以上で討論を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） それでは議案第41号について賛成討論をさせていただきます。恐らくここにいるほとんどの方が自校給食、これが理想だと思っているはずですが、僕もそう思っています。でも今の平生町の小学生・中学生に安心安全な食事、給食を届けるには、この議案に書いてあるとおり、田布施町との共同調理、今考える最良の策だと考えています。僕たち議員は現状から目をそらしてはいけないと思うんです。理想ばかり語っては駄目なんです。今決めるべきことは私たちが決めるべきなんです。今後も小学生・中学生が平生町内に1人でもいる限り、私たちは安全な給食のために覚悟を決めて、そのときそのとき決断し、意思を表明し、可決否決これを全体、議会として決めていくべきだと考えています。ぜひとも、今とこれからの子供たち

のために、まず今をしっかりと決めていきましょう。1人でもいる限り、今回でこの給食のことは解決するんじゃないんです。1人でもいればずっと給食のことは議論していかなくちゃいけないんです。御理解いただき、賛成、起立をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 本案に対する賛成討論はありませんか。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 議案第41号について賛成の立場から討論いたします。食育とは、様々な経験を通じて、食に関する知識とバランスの良い食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことだと考えております。しかし、様々な社会情勢の中で、子供たちと何よりその保護者は、健全な食生活の実践、特に栄養のバランスを考える時間が不足しやすくなっている現状が続いております。子供の健康的な発育を最優先に考える保護者にとって、日々の栄養バランスを考えられた給食の存在は大変大きなものです。安全な給食の提供すべきところ、老朽化した設備と不安定な環境を抱えている現状があります。早急に改善し費用を抑え、また近い将来において、子供の数に対する町内学校施設の在り方に柔軟な対応を含ませることができる本案は可決されるべきだと考えております。その上で、子供たちの食育全般について今後も注視し、より良い形を求め続けていただきたいと考えております。以上をもって賛成討論といたします。

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第40号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長(中村 武史君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって令和5年第8回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時45分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 村   武 央

署名議員        中 本   敦 子

署名議員        赤 松   義 生